

## 1分 で分かる！官談法

## ② 受注者に関する意向の表明 編



ちょっと待った！あなたのその行為，

# 入札談合等関与行為

ではありませんか！？

【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法〔官談法〕）では、以下の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

① 談合の明示的な指示

② 受注者に関する意向の表明

③ 発注に係る秘密情報の漏えい

④ 特定の談合の幫助

このほか、発注機関職員が入札等の妨害を行うと同法第8条の規定により**刑罰**が科せられる場合があります。

裏面も  
御覧ください

こちらもチェック★  
「1分 で分かる！官談法」  
入札談合等関与行為防止法の概要 編  
事例 編

## 対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第2条第1項から第3項）。

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人
- ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

## 入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第2条第4項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幫助の4類型を定めています（第2条第5項第1号から第4号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

## 発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第3条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認められる改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

## 職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆（そそのか）すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第8条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

## 入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL 03-3581-5471 (代表)

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課

〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

北海道事務所 総務課

TEL 011-231-6300

東北事務所 総務課

TEL 022-225-7095

中部事務所 経済取引指導官

TEL 052-961-9422

近畿中国四国事務所 経済取引指導官

TEL 06-6941-2174

中国支所 総務課

TEL 082-228-1501

四国支所 総務課

TEL 087-811-1750

九州事務所 経済取引指導官

TEL 092-431-5882

内閣府沖縄総合事務局 公正取引室

TEL 098-866-0049